

宿泊施設の新築・増築・改築を応援します！

～八女市宿泊施設立地奨励措置のご案内～

八女市では、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内における宿泊施設の立地を促進するための奨励措置を創設しました。

建築費等補助金

宿泊施設を設置するために要した経費（宿泊施設の建築費用並びに土地及び償却資産の取得に要した費用の合計額）を対象とします。

交付上限額： 1 億円（補助率 100 分の 10）

雇用奨励金

新たに雇用した常用雇用者（常時雇用される者であって市内に住所を有し、雇用期間の定めがなく 1 年以上継続して雇用される者）1 人につき 30 万円を交付します。

交付上限額： 1, 500 万円

奨励措置対象となる宿泊施設

- ・旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を営むもの
- ・宿泊定員が 70 人以上
- ・環境基本法第 2 条第 3 項に規定する公害を発生させる恐れがないこと
- ・奨励措置の適用を受けることができる者として指定を受けること※

※建築工事に着手する 1 月前までに指定申請を提出いただく必要があります。

お問い合わせは
こちらまで 

 **0943-23-1153**

八女市商工・企業誘致課企業誘致係

